

ソフトボール部規約

(名称) 第1条 本団体はソフトボール部と称する。

(目的) 第2条 本団体はソフトボールを通じて地域住民の方々と交流することを目的とする。

(会計) 第3条 会計年度は毎年6月1日に始まり翌年5月末日に終了するものとする。
なお、年度初めに予算計画を作成するとともに、年度末に決算を行うものとする。

(会費) 第4条 会費は、年額12,000円とし、4月と10月に6,000円ずつ徴収することとする。但し、1年生については10月分のみ徴収する。年度途中に入部したもののについては、入部後1ヶ月以内に6,000円を納入することとする。

(役員) 第5条 本団体は、次の役員で構成する。役員の任期は1年とし、年度当初に開催する定例会議において改選する。但し、再任は妨げない。

- 1) 部長 1名・・・本団体を代表する
- 2) 副部長 1名・・・部長を補佐し、部長に事故などある時若しくは不在の時は、その職務を代行する。
- 3) 会計 1名・・・会計事務を処理する。

(決議) 第6条 本規約に定めのない事項については全構成員の承諾により決する。

(改廃) 第7条 本規約は、全構成員の承諾により改廃される。

附則 この規約は平成22年6月16日から施行する。

この規約は、一部を改訂し、令和5年4月27日から施行する